

## 平成23年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：平成23年11月18日（金）

時間：15：00～16：30

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覺正会長、阿部副会長、加藤委員、楠委員、高岡委員、成瀬委員、山森委員

事務局 鵜澤総務部長、田辺総務課長、川島班長、石堂主査補、半田主査補、村上主事

説明者 （市民課） 竹内主査、小那木主査補、橋本主査補  
（情報システム課） 前原副主幹

傍聴人 2人

会議に先立ち、事務局より角田委員が都合により欠席となったものの、委員の過半数が出席しているため、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしている旨の説明がありました。また、総務部長より挨拶がありました。

### 1 審 議

#### （1） オンライン結合による外部提供について

##### 《事務局 諮問書朗読》

事務局 はじめに、事務局より今回の諮問に係る個人情報保護条例の条文についてのご説明をさせていただきたいと思っております。『個人情報保護事務の手引』の38ページをご覧ください。

第10条、オンライン結合による外部提供等の第1項には「実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときでなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）により、外部提供をしてはならない。」と規定されております。また、同じく第2項でございますけれども、「実施機関は、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。」と規定されております。

今回諮問させていただく事項は、市民課が所掌しております、住民基本台帳及び外国人登録に係る事務に関することです。住民基本台帳法と出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理

に関する特例法、この三つの法律の改正に伴いまして、日本に在住する外国人の情報について、法務省と各市町村の間で情報提供を緊密に行う必要が生じております。

その情報連携を行う方法につきまして、コンピュータ同士を通信回線で結び、その回線を通じまして個人情報等を外部提供することになりますことから、条例第10条第2項の規定に基づき、この審議会のご意見をお伺いしたい、ということです。

制度や事務内容につきましては、後ほど市民課から説明させていただきますけれども、国が情報連携を行うための情報連携端末というパソコン端末を用意いたしまして、市に設置します。この情報連携端末と市の住民基本台帳システムを回線で結合するという部分につきまして、今回諮問させていただきます。

委員 それは法令に定めがある場合に該当すると考えることはできないのですか。

事務局 法務省から市町村と、各市町村から法務省の間で通知するということは法律で義務付けられておりますが、その手法、オンライン結合で行うということまでは、法律で定めがありません。

なお、先ほどの第10条第1項にも、このオンライン結合というのは、「保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る」と規定されております。同じく、『個人情報保護事務の手引』の39ページをご覧くださいのですが、解釈及び運用の6番に、「『保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る』とは、相手方が、実施機関を管理する電子計算機からいつでも必要な時に入手できる状態にするものをいう。したがって、実施機関が特定の時期に相手方にデータを転送するいわゆるデータ転送は、この条例でいう通信回線による電子計算機の結合には該当しない。」と記載されております。

今回の諮問に係る事務の内容につきましては、法務省から送られてくる通知データ、または市から法務省に送る通知データを、情報連携端末にいったん送信し、情報連携端末に一時的に格納します。そして、そのデータを一定の決められた時間に送受信を行うことによりまして、情報の連携を行うという運用になっております。このため、回線を通じた情報の連携は行われますけれども、法務省が市の管理する電子計算機からいつでも個人情報を入手できる状態になるわけではございませんので、厳密に言うと、条例に規定するオンライン結合に該当するものではない、と考えております。

しかしながら、住民基本台帳法、それからいわゆる入管法等の法律の改正を根拠といたしまして、法務省と市の間で情報連携を行うための、回線を通じた個人情報の外部提供ということには該当いたしますので、その重要性等を考慮いたしまして、今回、オンライン回線による外部提供を行うことについて、審議会のご意見をお伺いしたいと考えているところでございます。

重複するところもあるかと思っておりますけれども、法改正ですとか、システムの運用等に関する部分について、市民課よりご説明させていただきたいと思っております。

市民課 それでは、まず法務省と市町村とのオンライン連携につきまして、概略を説明

させていただきます。お手元でございます『法務省と市町村とのシステム連携について』という文書に沿って説明をさせていただきます。

平成24年7月から、日本に在留する外国人住民の在留管理制度が変更になりまして、外国人住民に係る情報について、法務省から市町村、市町村から法務省への通知事務が行われることになりました。この通知情報について、法務省の情報連携端末と市町村の住民基本台帳システム間での情報連携をオンライン回線で行おうとするものです。

平成21年通常国会で、新たな在留管理制度を導入するため「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」と外国人住民を住民基本台帳法の適用範囲とするため「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立いたしました。同年7月15日に公布されました。法律の施行は公布の日から3年以内とされており、来年7月15日までの間に施行される予定で、現行の外国人登録制度は廃止されます。なお、現時点ではまだ施行日は示されておりません。

この法改正によりまして、今まで国で管理していた在留資格や在留期間などの在留管理と市町村で管理していた居住管理の二元的管理となっていた情報が、法務省で一元的に情報管理できるようになり、外国人住民の利便性の向上や行政の合理化が図られる予定です。

現行の外国人登録制度といたしましては、市町村にて外国人登録原票（紙ベース）を保管しておりまして、外国人から変更の申請等があった場合には、外国人登録原票に変更内容を記入します。また、入国管理局には郵便で報告書を送付いたします。つまり、現在は紙と郵便で手続きを行っていることとなります。

これが、改正後の外国人登録制度になりますと、外国人住民の在留資格等の情報は法務省で管理することになります。外国人住民の居住地に関する届出は市町村窓口で行い、変更内容は情報連携端末で法務省へ通知されます。在留資格などの変更は入国管理局で行い、住民基本台帳に必要な情報を情報連携端末で市町村へ通知いたします。つまり、情報連携端末で電子的な情報通信が行われることとなります。

次に情報連携端末の概要です。

法務省は、市町村との通知情報連携につきまして、総合行政ネットワーク（L G W A N）を経由して行うとしておりまして、そのための情報連携端末にはパソコンを予定しております。これは法務省より配布されまして、市町村に設置されることになっております。

連携内容といたしましては、改正住基法第30条の50、これは法務省から市町村への通知事項でありまして、氏名、生年月日、性別、国籍等の変更届出、または在留資格の変更や在留期間の更新があった場合は、当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市長村長に通知しなければならないとされております。改正入管法第19条の7から9まで、それから改正入管特例法第10条、これは市町村から法務省への通知事項でありまして、法定受託事務により行われる外国人住民の居住地届出があった場合に、法務大臣に通知しなければならない

とされており。それから改正入管法第61条の8の2、こちらでも市町村から法務省への通知事項でありまして、外国人住民の住民票の記載、削除又は記載の修正をしたときは、法務大臣に通知しなければならないとされており。

これらの通知情報について、システム連携を行うこととなります。なお、情報連携端末は、法務省通知、市町村通知に関する個人情報を一時的に格納するのみでありまして、それ以外の個人情報の蓄積・検索機能は有しておりません。

システム連携につきましては、L G W A Nを経由して行います。情報連携端末にはウイルス対策ソフトが導入され、パターンファイルの更新は自動的に行われます。情報連携端末に関しては、国が管理を行い、市町村が運用することとなります。情報連携端末と住民基本台帳システムとは、情報系の庁内L A Nとは別の専用回線で接続いたします。

法務省は、情報連携端末と住民基本台帳システムの連携方法といたしまして、3種類のパターンを示しております。資料の22ページにありますように、パターン1といたしまして、情報連携端末と住民票データベース、住基システムをオンライン回線で接続する方法、パターン2といたしまして、外部記憶媒体、U S Bメモリ等によるデータ交換の方法、パターン3といたしまして、外国人住民が僅少の市町村における紙媒体を用いた手入力による情報連携が想定されております。

法務省と市町村でシステム連携によって外部提供する情報は、法律の規定により通知しなければならないとされている事項に限定されます。従いまして、全ての個人情報が検索できるということではありません。

U S Bなどの外部記憶媒体や紙媒体による情報連携は、媒体の紛失のおそれや複製が作成されるおそれがあるなど、情報漏えいの危険性が考えられるとともに、媒体の保管方法についても紛失等を防止するための対策が必要となります。また、紙媒体による情報連携については、職員が情報連携端末へデータを入力することとなりますが、二重入力による誤入力防止に配慮した入力チェック体制が必要となるなど、職員の事務負担が増加することとなります。

オンラインによる情報連携については、ファイアウォールを設置することにより必要データ以外のデータ通信が制限される。情報連携端末のO Sや連携ソフトウェアはパスワード管理され、第三者が操作できない仕組みになっている。

ウイルス対策ソフトを常駐させ、ウイルスの侵入を防ぐ。O S、連携ソフトウェア、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは自動的にダウンロードされ、常に最新版が適用される。といったセキュリティ対策を施すことにより、理論上外部からの侵入ができなくなっております。

さらに、各方式での事務量を測定し、費用対効果を検証したところ、オンライン接続を行うことにより、年間約180万円程度のコスト削減効果が見込まれるところです。

このため、オンライン回線による接続が、安全性及び事務の迅速化、負担の軽減等の費用対効果の面から最も有効な手段と判断しており、一元的な情報管理のための正確かつ迅速な事務処理体制が整備されることにより、外国人住民の利便

性の向上及び行政の合理化を図るといふ法改正の趣旨にもかなうものと判断しております。

以上でございます。

事務局 オンライン結合によりまして外部提供を行う場合、平成17年に「佐倉市オンライン結合による外部提供に関する基準」として、オンライン結合によって外部提供を行う場合に講じなければならない個人情報の保護に関する措置を定めておりますので、こちらの基準につきまして簡単に説明させていただきます。

第1の趣旨につきましては、オンライン結合するにあたり個人情報の保護に関する事項を定めておりますので、これを遵守するということになります。

第2は定義になっております。オンライン結合の定義でございます、先ほどの条文にあった定義と同じ内容となっております。

第3ということで条例の遵守。オンライン結合による外部提供をするにあたりましては、個人情報保護条例の各条項の規定に適合するということになっております。

第4ですけれども、オンライン結合により外部提供する場合の措置に関する基準、こちらが具体的にこういった措置を講じなさい、この基準を満たしなさいというものになります。

次に第5の協議というのがございます。この協議というのは、第4の基準が大きく三つあり、1と2(1)につきましては総務課と、2(2)と3の情報セキュリティの部分につきましては、情報システム課とそれぞれ協議をなささいというようになっております。

今回、こちらの協議に関しましては済んでおりまして、基準は満たされているものと判断しております。

第4にお戻りいただきまして、オンライン結合により外部提供する場合の措置に関する基準につきまして、簡単に説明させていただきます。

1番目が必要性に関する基準。「オンライン結合を行うことによって市民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。」ということで、オンライン結合することに本当に必要性があるのかということです。

今回の制度につきましては、法律の改正によるものでございまして、法務省と市が情報連携を行うことによりまして、外国人住民の方が法務省と市町村と双方に届出をする必要が基本的になくなります。そういったことによりまして、利便性の向上が図られるということが一つあります。また、外国人登録法がなくなることによりまして、住民基本台帳を外国人の方につきましても作成することになりますけれども、それによりまして、他の行政サービスの届出等が一本化されるということがございます。また、法務省により在留管理に関する情報が一元管理されることによりまして、より正確な情報の把握が可能になるということで、例えば、在留期限の上限がこれまでの3年から最長5年に延長されるということですとか、1年以内に再入国する場合も再入国手続きが原則として不要になるなど、法改正によりまして、外国人住民の方の利便性の向上が図られる内容になってお

ります。

また、先ほど市民課の説明にもございましたけれども、オンライン接続によることが他の媒体を介するものとか、紙媒体による手入力というような方法に比べまして、情報の正確性ですとか、セキュリティの面に関しましても最も安全であると評価をしております。

また、オンラインによりまして、職員の手がほとんど介されなくなりますので、事務処理の迅速性が図られること、それからコストの面ですとか、職員の事務量におきましても、最も負担がかからない方法であると考えております。

結果として、市民負担の軽減ですとか、サービスの向上に資するということのように考えており、公益上の必要その他相当の理由があると判断しております。

次に2番目の相手方が講ずる措置に関する基準ですけれども、「オンライン結合による外部提供を受ける実施機関以外のものが、保有個人情報を保護するため、次のような措置が講じられていると認められること。」として、(1) 全般的な措置に関する項目、相手方に次のような個人情報の保護に関する定めがあること。ということで、アからオまで、目的外利用ですとか、外部への提供の禁止、職員の責務といった事項が記載されております。これにつきましては、相手方が今回法務省ですので、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報の保護を実施する行政機関ということになります。このため、同法が、ここに記載されております個人情報保護に関する定めに該当することになります。市の個人情報保護条例と同様、法律の規定によりまして、ここに掲げられているアからオまでの事項につきましても、条文の中で網羅されております。

次に(2) 管理的な措置に関する項目。こちらは、大きくはアとイがあり、ア電子計算機の管理について、次のような措置が講じられていると認められること。(ア)と(イ)として、電子計算機処理の管理責任者が定められていることと、電子計算機の使用状況を監視でき、及び記録されていること。また、イのほうでは、保有個人情報ファイルへの不当なアクセスを防止するため、次のような措置が講じられていると認められること。ということで、293ページから294ページ中段まで措置の内容が記載されております。保有個人情報ファイルへのアクセスの資格が定められていることすとか、その他アクセスの資格を確認するためのパスワード、ID等が不正に使用されることがないように、管理者を指定することや発行手続きを明確化すること、パスワードを定期的に変更することすとか、パスワードを他人に教えないよう徹底することなど、安全を確保するための措置が講じられていることをこの基準の中で求めています。これにつきましても、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と、その他幾つかの規定や基準などが定められています。「法務省保有個人情報保護管理規程」、これにつきましては、資料の36ページに提示させていただいております。また、この保護管理規程のほかに「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」、今回の諮問にかける内容につきましても、法務省と市町村とのデータ連携に関するデータのやり取りの仕様等を定めました「市町村連携仕様 連携インターフェース仕様」、こちらにつきま

しても、資料23ページに抜粋という形になっておりますけれども、提出させていただいております。

こういったセキュリティ対策のための規程とか基準が法務省で定められておまして、先ほどの「相手方が講ずる措置に関する基準」の「管理的な措置に関する基準」につきましても、今申しあげました基準ですとか規程の中でこれらの項目は網羅されていると確認いたしております。

続きまして、3番目の実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準、こちらの部分につきまして、情報システム課より説明させていただきたいと思っております。

情報システム課 基準に基づきまして、情報管理責任者との協議の結果についてご報告申し上げます。

基準の中の3実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準の中にございます(1)不正アクセスの排除に関する項目、及び(2)障害の予防及び回復に関する項目につきまして、個々の項目につきまして法務省から提供されました「市町村連携仕様 連携インターフェース仕様」に基づきまして、セキュリティ評価を実施しました。

その結果、このデータを交換する方式につきましては、ID、パスワードによる利用者の認証、L G W A N回線を利用した専用のシステム端末であること、通知業務に必要な項目に限定されていること、それから通信が暗号化されていること、また、連携端末側から住民情報にはアクセスできない仕組みであることといったことから、基準に掲げる各項目について満たされているという判断をしたところでございます。

以上でございます。

以上の説明の後、審議が行われました。

〔審議〕

委員 条例第10条の第2項ではなくて第3項ではないかというところを確認したいのですが。審議事項ではなくて、報告事項に当たるのではないのでしょうか。改めてここで審議する対象にするのは正しいのでしょうか。

会長 まず、審議の論点を確認します。USBを使ってデータを交換するというものであれば、オンライン結合ではないですから、何も問題ありません。それを、180万のコスト削減とか利便化を図るためにオンライン回線を使ってやろうとしているわけです。

ただ、その時に条例第10条の第1項の「随時入手しうる状態」という文言の解釈が問題になってくるのではないのでしょうか。そして、それに対する解決として、手引39ページの6の解説にある、「相手方が、実施機関の管理する電子計算機からいつでも必要な時に情報を入手しうる状態」かどうかを考えたうえで、さらに冒頭に事務局から、本来はオンライン結合には当たらないけれども、大変デリケートな問題であるから諮問にかけたと、説明がありましたが、果たしてこれ

がオンライン結合なのかどうかという、疑義がおありではないでしょうか。そうすると、もし、オンライン結合ではないのならば、かなり論議の方向も変わってきますし、これがオンライン結合だとされたならば、かなり精緻な論議をしなければならないのではないのでしょうか。そのように考えますので、委員の方々にその辺の見解を確認したいのですが。

委員 オンライン結合の概念といったところまで細かく見ていくべきものであるのか、それとも法律が変わったからという、もっと大きな枠で見えるものなのかですね。最悪の場合ということまで考えれば、色々な事をもしもしも、と考えなければならなくなると思います。そうではなく、随時入手し得る状態ではないという言い方をすれば、この「随時」が何時間ごとなのか、何分ごとなのか、そういう議論はあるのでしょうか、当たらないとなればそれで終わってしまいます。そうすると、第3項の適用もないのですよね。第10条の適用がないのですから。第10条適用があって、第2項か第3項かの話です。

委員 こういう規定があるので、双方随時に情報をやり取りできるものがオンラインだと言うとすれば、今回の事案はオンラインではないように思えます。情報の安全性といったことで言いますと、郵送でも危険性はあるわけですし、何を行っても危険性があります。より安全なのはどちらかという、それを考えるだけです。でも、今回こういったことが問題になっているということを知り得たということは非常に有益だと思います。

委員 問題は条文第10条ですね。オンライン結合というのが、電子機器その他の情報機器の結合ということでいけば、先ほど説明があった三つの繋ぎ方のどれを選ぶのかまでが諮問の対象となっているのかどうかにかかってくるのではないかと思います。その上で、この法令の条文まで見て、そこまで規定されているのかどうかを判断すれば答えが出るのかなと思います。

会長 そうしましたら、どのくらいの時間、その電送期間とか、また、ここで決めなければいけないのかどうかという二つほど、委員の間から質疑が出ていますが、その二つの点についてお分かりでしたらお答えいただけますか。

市民課 データの連携の時期が随時かどうかという点ですが、法務省のインターフェイス仕様を見ますと、今、示されているスケジュールにおいては、1日1回通知を行うというように規定されているところです。

委員 法務省から提示されている3通りの接続パターンをどう選ぶかというのは、こちらに任されているのですか。

事務局 はい。

委員 このパターンというのは、例えば市町村の規模によって基準はあるのですか。

市民課 パターン3については、外国人登録者数が少ないところについては、こういったものを選択できるという基準は示されています。主にパターン1、パターン2を市町村の実情に応じて選択するというような形です。

今年5月に法務省からアンケートという形で調査がありまして、その回答といたしまして、オンラインによる結合を選択する団体とUSBによる外部媒体を選択する団体とがだいたい同じくらい、若干USBが上回るという報告は受けてお



ります。

委員 条例第10条1項のオンライン結合と佐倉市オンライン結合による外部提供に関する基準の第2の定義のオンライン結合の定義からしますと、オンラインというのは電子計算機だけの情報回路といいますか、そこで通信がいくのをオンラインと言っているのですね。要するに、USBとかそういったものを使ったものはオンラインとは言わないのですね。そうすると選び方によって適用条文が違ってくるようですね。

委員 外国籍の方に対する基本的人権として諸般の情報を国へ転送するというのはいかがかという観点で、接続とか情報提供を断るとか、そういう風に話が膨らんでいくとすれば、全然話は違った方向に向かいます。テクニカルな所だけで抑えてしまうのなら問題ないと思います。

委員 不法滞在していても外国人登録はできます。登録してもその後、不法残留の件は全然問題にされないというようなことはよくあるようです。そういう事が生ずるのは、要するに連絡がうまくいっていないということでしょうか。今までは、少なくともやり取りはしているのですね。国とやり取りしているのでしたら、その情報を押さえられたはずですね。

市民課 在留資格が切れてしまっても、外国人登録法上は登録した者について、例えば入管のほうに報告するとかそういった規定はありませんので、そのままになっている状態です。

委員 紙で通知するというのは、違うのですか。

市民課 現在の外国人登録について、紙で行っているというのは、例えば外国人の方が入管でビザが変わりましたという届出をされて、その届出をされたものをまた入管に報告するというような形、例えば住所も変わりましたということで市民課の窓口に来られて、申請書を書いていただきます。その申請書の写しを郵便で送っているという形です。

委員 不法残留者が、外国人登録証の手続きを初めてした場合に、その写しは入管とか法務省に行くのですね。

市民課 そうです。ビザが切れているという方が、外国人登録をしたいということで窓口に来られた場合には、入管に受理照会という形で書類を全部挙げて、他に外国人登録をしてないかを調べていただき、OKが出た段階でこちらも受理します。ただ、最終的に入国管理局が受理やむなしと判断するケースが多いので、受理しているという連絡があれば受理せざるを得ません。

委員 不法残留者でも入管のほうで受理しているという場合もあるのですか。

市民課 あると聞いております。

委員 今度の改正というのは、それを阻止するためかなと思ったのですが。

市民課 外国人登録されると、各市町村で住民登録と同じような形で利用が可能になります。各法律で適法の在留期間がないと制度は受けられないというものもありますから、その範囲内ということにはなりますが。ただ、外国人登録されていれば、住んでいるという行政上のデータにはなります。それが法律の改正施行となりますと、住民基本台帳は、中長期滞在の在留資格を持っている方のみの登録になり

ますので、いわゆる不法滞在者や短期滞在の方、こういった方々は住民登録はされないということになります。例えば1年の在留期間のある在留資格で住民登録をしますと、その時に在留カードというものが配られ、これを持っている方が適法に住民登録をします。その後に更新をしない、若しくは何らかの事情で資格がなくなったときには、入国管理局から法務省通知という形で、在留資格がないという通知が届き、その時点で住民票は抹消されます。たとえ住んでいたとしても住民登録の資格を失いますので、住民登録が抹消されます。

会 長 本日の市長の諮問は、オンライン回線による結合ということです。ただ、実際上はオンライン結合ではないけれども、オンライン結合と同じくらいのデリケートな問題だから答申をしたいということですので、その辺を十分理解したうえで、結論を出していきたいと思います。情報連携端末と住民基本台帳システムを回線で接続することについて問題ないということで、皆さん全員の一致という形でのよろしいでしょうか。

委 員 はい。

会 長 何か付帯意見をお付けしたいという意向はございますか。

委 員 シンクライアントではなくて、パソコンにWindows 7を入れるということですが、これ自体にUSBポートが付いている普通のパソコンなのですか。

情報システム課 ポートは付いていると思います。物理的な装置は付いていますが、セキュリティポリシーがございますので、そこは使えないという設定にされます。

委 員 ポートを物理的に潰す、あるいは付いていないというのがこの頃では多いのですが。もし委員会で付帯意見を付けるのであれば、技術的にハード、ソフト面での情報漏えいに注意いただきたいということでしょうか。

情報システム課 補足説明させていただいてよろしいでしょうか。佐倉市のコンピュータの運用の中では、USBポートのついたパソコンでもUSBは使えないという設定にしています。情報の書き出しは全て出来ません。今回は法務省から配布されるパソコンですので、USBを使う団体も当然ございますから、装置そのものは付いてくるだろうと想定しています。ただし、佐倉市のセキュリティポリシーに従ってオンライン結合を選択した場合は、ポートは使えないという設定にさせていただき予定でございます。

委 員 その部分については分かりました。

会 長 付帯意見については、付けることでご了承いただくということで、よろしいですか。

委 員 結構です。

情報漏えいに留意する旨の付帯意見を付したうえで本事案について承認し、答申の文案は会長に一任することを決定しました。

《市民課、情報システム課 退室》

( 1 ) 情報公開制度の実施状況について ( 1 0 月末現在 )

開示請求の処理状況ですが、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日までの間に、延べ 6 3 人の方から 2 5 2 件の公文書について開示請求がありました。

この 2 5 2 件の決定区分等の内訳については、全部開示が 2 0 1 件、部分開示が 4 5 件、文書が存在しないため不開示となったものが 3 件、取下げが 3 件でした。

実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数ですが、市長部局が 2 2 2 件と最も多く、次いで、教育委員会が 2 7 件となっています。

市長部局の内訳ですが、都市部が 5 1 件と最も多く、次いで、市民部が 4 7 件でした。なお、一覧表の「主な内容」欄に「附属機関等の名簿」が多く掲載されているのは、全ての附属機関等の 3 期分の名簿について請求があったためです。

次に、不開示理由別内訳についてですが、部分開示及び不開示になった件数は 4 8 件です。不開示理由は、「個人情報によるもの」が 4 2 件と最も多く、氏名、印影などが主な不開示部分となっています。次いで、「法人等情報」が 3 2 件、「公文書そのものが不存在」が 3 件となっています。なお、不開示理由の内訳件数は、一つの公文書に不開示理由が複数ある場合には、その部分は重複して計上しています。

開示請求者の状況については、延べ開示請求者数が 6 3 名、公文書件数は 2 5 2 件ですので、開示請求者 1 人当たりの平均の公文書件数は 4 件となっています。

開示請求者の区分としては、佐倉市の区域内に住所を有する個人が 4 6 名と最も多くなっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出等はありませんでした。

市政情報の公表状況についてですが、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日までに、市政情報の公表に関する要綱第 3 条 ( 情報の公表 ) 各号の規定に該当するものとして、1 9 6 件の市政に関する情報を公表しています。

主な内容は、第 3 号の「介護保険事業報告」、第 1 0 号の「人口に関する情報」、第 1 2 号の「市長交際費」、「会議録」、「議会に関する情報」となっております。

また、公表の具体的な方法ですが、市政資料室への配架、市のホームページでの公表が主なものですが、そのほかに、広報紙での公表、ケーブルテレビでの放映や公民館等における閲覧などがあります。

続きまして、市政資料室の利用状況についてですが、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日までの利用人数は、3 , 3 3 4 人となっております。

上記報告を受け、委員から次の意見等がありました。

〔意見等〕

委員 市政資料室の利用状況はすごいですね。

会長 情報提供が十分に行われていれば、公開請求は反比例するはずですが、ですから、そういう意味で市政資料室をこれだけ訪ねたということは、運用上の問題は多々あると思いますが、この市における情報公開制度は良い方向へ動いているのではないかと思慮されます、この数を見る限り。そもそも情報公開制度の目的というのは、市民が行政の監視、あるいは行政への参加、こういった目的の

ために行政情報を得ようとするわけですから。月次の状況は分かりますか。

事務局 申し訳ございません。数字を持ち合わせていません。(補注：会議終了後、確認したところ、4月490人、5月446人、6月519人、7月468人、8月555人、9月434人、10月422人、計3,334人でした。)

委員 これは窓口に来た人数ですか。

事務局 市政資料室を訪れた人の人数です。

委員 延べ人数ですね。

事務局 はい、延べ人数です。

## (2) 個人情報保護制度の運用状況について(10月末現在)

平成23年4月1日から平成23年10月31日までに、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされている保有個人情報取扱事務の総数は、613件となっています。実施機関ごとの内訳は、市長部局507件、水道事業管理者25件、議会3件、監査委員1件、選挙管理委員会11件、農業委員会10件、教育委員会56件となっています。

保有している個人情報の項目につきましては、住所、氏名等の戸籍的事項に該当するものが最も多く、613件全てで保有しております。

保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況についてですが、平成23年4月1日から平成23年10月31日までの間に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、1件でした。

続きまして、保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況についてですが、平成23年4月1日から平成23年10月31日までの間に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、82件となっております。主な外部提供先としては、警察署へ提供したものが最も多く42件となっております。

続きまして、自己の保有個人情報の開示請求の件数につきましては、平成23年4月1日から平成23年10月31日までの間に、延べ13人の方から開示請求があり、対象となる公文書の件数は20件でした。これに伴う開示決定については、全部開示決定が12件、部分開示決定が3件、不存在が3件、取下げが2件となっています。

また、平成23年4月1日から平成23年10月31日までの間に、訂正及び利用停止請求、不服の申出等はありませんでした。

上記報告を受け、委員から次の意見等がありました。

### 〔意見等〕

委員 開示請求の処理状況の一覧表は大半が医療の明細書や介護保険の調査票、意見書についてなのですが、詳しく内容が分かりますか。前回は介護保険のことが多かったように思います。

事務局 診療報酬の明細書につきましては、ご本人の労災に係る提出資料などとして請求があったものです。

委員 労災関係ですね。

事務局 昨年までは、ほとんど診療報酬明細書の開示請求はなく、介護保険に係る申請がほとんどの状態でございまして、それも介護施設の転院等をする際にその添付資料として必要という方がほとんどでした。今年は比較的診療報酬明細書の申請が多くなっておりまして、基本的には請求の理由はお聞きしないのですけれども、健康保険課との話し合いの中で、労災ですとか、医療過誤に係る訴訟の資料として使いたいというものなどがございました。

他に意見等がないことを確認して、会長が会議を終了しました。